

◎新潟県告示第1316号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和5年1月4日から実施する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取り扱う収納の事務の範囲</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</p> <p>ウ (略)</p>	<p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取り扱う収納の事務の範囲</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>自動車税の種別割（新規登録時）、自動車税の環境性能割、</u>自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</p> <p>ウ (略)</p>